

記者提供資料
2021年(令和3年)2月5日
福祉局高齢者総合支援室 藤田・高林 内線(2220・2276) 直通 (078-918-5091)

報道機関 各位

介護保険料の3年間据置について

明石市では、第8期介護保険事業計画において、計画期間（令和3年度から令和5年度）における第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料は、コロナ禍において介護保険料の上昇による高齢者の経済的な負担増を抑えるため、介護保険給付費準備基金を活用し、現在の介護保険料を据え置くこととしております。

1 介護保険料基準額(案)

第8期計画期間中の介護保険サービスの必要量や、国による介護報酬の改定等を反映し算出した場合、介護保険料基準額は、6,416円、年額76,992円となります。介護保険給付費準備基金約15億円を取り崩すことにより、この額から月額546円、年額6,552円減額し、現在と同額の月額5,870円、年額70,440円とします。

第7期介護保険料基準額 (平成30年度～令和2年度)	第8期介護保険料基準額 (令和3年度～令和5年度)	
5,870円(月額)	介護サービス見込量や介護報酬の改定等により算出した額	6,416円(月額)
	上記の額に介護保険給付費準備基金を活用した額	5,870円(月額) ※現在と同額

2 介護保険料の推移

計画期間	介護保険料基準額 月額(年額)	月額増 (年額増)
第5期(平成24年度～26年度)	4,980円(59,760円)	772円(9,264円)
第6期(平成27年度～29年度)	5,380円(64,560円)	400円(4,800円)
第7期(平成30年度～令和2年度)	5,870円(70,440円)	490円(5,880円)

3 介護給付費準備基金

介護保険給付費準備基金残高は、給付実績を基にした推計では、令和2年度(2020年度)末で約31億円となる見込みです。